

見守り活動支援募金 いきいき健康体操助成 要綱

1. 助成の目的

本助成は、共同募金におけるテーマ型募金「見守り活動支援募金」を財源とし、住民が主体となって取り組む健康体操活動をきっかけに、健康増進やお互いが見守りあえる安心して暮らせる福祉のまちづくりを目的に実施します。

2. 対象となる団体・活動

健康体操を行う、下記の要件を満たす団体・活動等。

- (1) 東近江市民が5人以上参加して行う活動
- (2) 年に20回以上実施する活動
- (3) 年間8カ月以上に渡って実施する活動で、継続して1年以上活動できること
- (4) 実施場所と時間が決まっていること

3. 助成内容

健康体操活動グッズを支給します。

- (1) CDラジカセ(1台)
- (2) ラジオ体操CD(1枚)
- (3) 健康体操カード
- (4) 健康体操カードに押すハンコ
- (5) スタンプ台

※必要な物のみの支給とします。(例:手持ちのCDラジカセでラジオ体操を実施する場合など)

4. 申請期間と申請方法

申請締切日までに申請書(様式①)を東近江市社会福祉協議会へ提出してください。予算の範囲において助成します。なお、申請多数の場合は、抽選にて決定します。

また、申請が予算に満たない時は予算の範囲内において申請期間を延長します。

第1次申請締切日 当年度4月20日

第2次申請締切日 当年度5月20日

5. 助成の交付決定

提出された申請書等を会長が審査のうえ、助成の可否を決定します。

6. 実績報告

年間活動終了後、もしくは翌年度4月7日(土曜日・日曜日の場合は翌日)までに、報告書類(事業報告書(様式③)・ありがとうメッセージ(様式④))を提出ください。また、本助成金は募金百貨店プロジェクトによる募金で実施していることから、「募金百貨店プロジェクト参加企業懇談会」での事業報告、および参加企業の方々と交流をお願いする場合があります。

7. 助成の取消・返還

会長は、次の事項のいずれかに該当するときは、助成備品の全部または一部の返還を求めること

ができる。

- (1)事業を実施しなくなった場合
- (2)本要綱の目的以外に使用したとき
- (3)虚偽の申請、その他不正な手続きにより交付を受けたとき
- (4)助成事業を遂行する見込みがなくなったと認めるとき

8. 共同募金運動への協力

本助成は赤い羽根共同募金を財源に実施するものです。共同募金運動に積極的なご協力をお願いします。また、活動実施においては、参加者等へ共同募金助成を受けて展開する活動であることを周知してください。

9. 活動参加賞

活動に参加する個人に対し、参加回数20回と募金百貨店 1 企業の利用毎に参加賞を進呈します。募金百貨店の利用の確認はレシート等を提示ください。

附則

この要綱は令和 3年 4月 1日から施行する